

椎葉村バレーボール協会登録及び登録料に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、椎葉村バレーボール協会規約（以下「規約」という。）第 4 条及び第 17 条の規定に基づき、椎葉村バレーボール協会（以下「本協会」という。）に登録するに際して必要な事項を定めることを目的とする。

(登録手続き)

第 2 条 本協会に登録しようとするチームは、所定の登録手続きを行い、第 3 条に定める登録料を本協会に納入しなければならない。

(登録料)

第 3 条 1 チーム当たりの年間登録料は、3,000 円とする。

(登録者の責務)

第 4 条 本協会に登録したチームは、本協会の規約その他の規則を遵守し、競技においては競技規則を守り、フェアプレイの精神に基づいて行動しなければならない。

(登録者の権利)

第 5 条 本協会に登録したチームは、本協会が開催する競技会、研修会、講習会等に参加することができる。

(登録の抹消)

第 6 条 本協会に登録したチームは、本協会所定の登録抹消手続きを行うことにより、任意に登録を抹消できる。その場合、チームが納入した登録料については返還しない。

(補 則)

第 7 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については常任理事会の決議により別に定める。

附 則

1、この規程は、令和 5 年 8 月 1 日より施行する。